

令和6年8月1日

会員各位

一般社団法人愛知県建設業協会
専務理事 三宅勝敏
(専務理事印省略)

令和6年度県民総ぐるみ防災訓練の実施について

日ごろから、当協会の事業活動にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
このことについて、2024年6月24日付け6防第33-3号で愛知県防
災会議会長愛知県知事から別添のとおり依頼がありました。

当協会は、平成30年3月28日付けで愛知県から災害対策基本法に基づく指定
公共機関に指定されました。

同法の基本理念に則り、引き続き、県とより一層の連携を図っていかねばな
りません。

つきましては、標記行事等の実施に関しましてのご理解とご協力を賜りますよ
う、よろしくお願い申し上げます。

連絡先

一般社団法人愛知県建設業協会
名古屋市中区栄三丁目28番21号
電 話 052-242-4191
F A X 052-242-4194
担 当 永井
Email saigai-aiken@aikenkyo.or.jp

の実施等、訓練内容を工夫・充実させるとともに、報道機関等と連携を図り、より多くの県民が参加できるよう防災訓練の実施時期・実施場所・実施内容・申込方法等を具体的に明示した広報の充実に努める。

また、防災訓練の広報と合わせて、大規模災害の教訓やハザードマップを活用した想定される災害リスクの確認やそれに応じた避難行動、避難場所、避難経路等の確認、転倒防止器具による家具や備品の固定、ガラスの飛散防止、感震ブレーカーの設置等、被害減少のための予防的な取組、避難指示等や緊急地震速報等に伴う危険回避行動に加え、身の回りにおける日頃からの具体的な減災への備えと被災時の的確な行動を促すことなども広報することにより、県民の一人一人が防災に関する正しい知識を身につけ、また、地域、学校、職場等との連携した防災活動を促進し、「日常においていかに備え、災害時に何をすべきか」を考える機会となるよう工夫する。

また、訓練の実施にあたり、住民が適切な避難・行動を判断するのに必要な情報をスマートフォンアプリ等様々なツールを用いて発信する訓練に努める。

「自らの命は自らが守る」という意識が醸成された地域社会の構築に向け、子供の頃から地域の災害リスク等を知り、命を守る行動を実践的に学ぶことが重要であることを踏まえ、防災関係機関は、小学校、中学校等において実施される避難訓練と合わせた防災教育を積極的に支援する。

(6) 男女共同参画及び要配慮者等の視点に立った訓練の実施

避難所をめぐるっては、避難所の生活環境等の改善、様々な特性を有する要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人（在留外国人及び訪日外国人旅行者等）等をいう。以下同じ）や性的少数者、ペットの飼い主等への対応、感染症への対策など、様々な取組が必要となることから、訓練計画の作成、訓練の実施等に当たっては、男女共同参画の観点のもと、女性の積極的な参加が得られ、かつ女性の視点を取り入れた訓練内容となるよう努める（運営への女性の参画、女性専用スペースの設置等）とともに、要配慮者等の視点に立ち、要配慮者等本人の参加を得て避難場所・避難所への避難誘導訓練や避難所の運営訓練等を行うことなど、要配慮者への支援に配慮した避難所運営に努める。

(7) デジタル技術の活用

デジタル技術を活用した災害対応に備え、電子地図を用いた関係機関相互の情報共有等、特に初動期に有用な情報収集・共有や、緊急支援物資の調達・輸送、被災者支援手続等の各分野に係るデジタル技術を活用した災害対応手順を確認し、発災時に実際に活用できるようシステムの操作習熟等を図る実践的な訓練の実施に努める。

また、訓練参加者が、より現実性をもって訓練に臨むこと、災害発生時の行動の適否を事後的に評価すること、任意の時間に訓練を行うこと等を可能とする観点から、スマートフォンアプリ等のデジタルツールを活用した訓練の実施に努める。

さらに、初動対応に資する新技術の導入に向けた訓練を通じて、操作習熟や関係機関の理解促進に努める。

(8) 感染症に配慮した訓練の実施

実災害の災害対応時に必要となる感染症対策を踏まえ、デジタル技術等も活用しながら、感染症に配慮しつつ訓練を実施する。

また、訓練内容の企画に際しては、必要に応じ、防災担当部局、保健福祉部局、保健所、消防等が十分に調整し、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練等を実施するなど、感染症対策に関する項目を取り入れるよう努める。

(9) 地域の実情に応じた訓練

この地域が、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている市町村を有し、過去に内陸型地震である濃尾地震、三河地震により広域に甚大な被害を受けた地域であることから、広域的ネットワークを活用した訓練や各種協定等に基づく広域応援訓練・受援訓練の実施等を積極的に検討するものとする。

また、各地域により、その地域の特性や、想定される被害の態様も異なることから、必要性の高い訓練内容を検討のうえ、多数の住民の参加による、地域の実情に応じた訓練の積極的な実施に努める。

なお、特に、水害や土砂災害の危険性のある地域においては、災害発生のおそれが高まる出水期前の実施に努める。

さらに、津波災害が発生するおそれがある地域においては、地震の揺れが収まり次第直ちに津波からの避難行動を開始する早期避難意識の定着・向上を図るとともに、津波発生時の避難について、徒歩によることを原則とすることとしつつ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を市町村においてあらかじめ検討することとし、必要な訓練を実施するよう努める。

また、災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区について、孤立時の状況把握、救助救出活動や物資の輸送、交通の確保、通信の確保などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努める。

(10) 訓練結果の検証と評価の実施

訓練終了後には、訓練実施により判明した問題点の分析、参加者の意見交換、訓練見学者及び外部有識者からの意見聴取等により、防災組織体制の実効性を検証する。

また検証の結果は、問題点や課題を明らかにした上で、訓練のあり方ばかりでなく、防災計画や防災に関するマニュアル等の整備、見直しなど、今後の防災体制の整備、拡充について役立てるものとする。

(11) 地域住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進

地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が連携・参加する防災訓練の普及に努める。特に、地域の防災拠点となる学校等において、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

さらに、参加者の知識・経験に応じた段階的かつ継続的な訓練となるよう配慮する。

また、事業所、NPO・ボランティア等が実施する訓練について、地域住民や関係機関が参画することにより、地域の防災力の向上に資することとなるよう努める。

特に、被災者のニーズ把握やNPO等の活動調整等を行う災害中間支援組織との連携について、発災後に早急な関係構築を図ることは困難であることから、平時から災害時を念頭に置いた役割分担等を定めるとともに、これらに基づき訓練を実施するよう努める。

なお、避難所訓練として、開設及び運営、給食及び給水並びに非常用トイレ対策等の対応訓練（宿泊演習やトイレ環境の整備、パーティションの設置、段ボールベッドの設置・使用を含む）を実施する。実施にあたり、避難所運営の担い手育成の観点から、住民やNPO・ボランティアの参加を得て避難生活環境の向上を意識した訓練となるよう努めるとともに、避難生活支援の担い手となるボランティアの発掘・育成及び連携に努める。

さらに、在宅避難者等の避難所外避難者も含めて、避難生活にかかる状況を把

握し向上させるため、NPO・ボランティアに加え、保健師、社会福祉協議会や福祉事業者等、地域の支援者との連携を強化した訓練など、地域の実情に応じた訓練の実施に努める。

発災直後から中長期まで一貫した被災支援の取組に備えることも重要であることから、一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を積極的に行う災害ケースマネジメントの訓練を実施するよう努める。

7 主な訓練項目

各訓練実施者は、それぞれの地域、施設等の実情に応じ、別表に掲げる訓練項目を基本として適宜実施する。

8 訓練参加の呼びかけ

県、市町村及び防災関係機関は、各機関及び関係団体の広報紙、定期刊行物、防災パンフレット等あらゆる広報手段を利用し、民間企業、自主防災組織、障害者団体、NPO・ボランティア、住民等に訓練参加の呼びかけをするとともに、「自らの地域は自ら守る。」という自主防災の意識の普及に努める。

9 国の行う総合防災訓練への参加

この県民総ぐるみの防災訓練は、中央防災会議により決定される、令和6年度総合防災訓練大綱に記載された訓練と連携を保ち実施するものとする。

別 表

訓 練 項 目

区分	地震発生時の対応
<p>県・市町村等始め防災関係機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地震から身を守る安全行動 ○地震情報及び津波情報の伝達 ○各種要請事項の伝達 ○非常呼集 ○災害対策本部の設置 ○広報 ○被害状況、避難状況及び災害応急対策実施状況の伝達 ○応急対策 <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火、消火活動、救出救護 ・避難誘導、給食給水、交通規制 ・道路啓開、物資輸送、施設応急復旧（通信・電力・ガス・水道等） ・ボランティア支援本部開設・運営 ○帰宅困難者への対応 ○感染症対策に配慮した災害対応 ○男女共同参面の視点を取り入れたり要配慮者等が参加した避難所開設運営 ○宿泊施設を活用した避難所開設に係る訓練
<p>民間事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地震から身を守る安全行動 ○危険物施設・消防施設の点検報告 ○初期消火、延焼防止 ○有害物質等の除害・保安措置 ○救出救助 ○避難誘導 ○被災施設等の応急復旧 ○給食給水 ○被害情報・安否情報・市町村情報等の収集・伝達 ○帰宅困難者への対応 ○感染症対策に配慮した災害対応
<p>自主防災組織・住民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地震から身を守る安全行動 ○初期消火 ○救出救護 ○避難誘導 ○給食給水 ○被害情報・安否情報・市町村情報等の収集・伝達 ○感染症対策に配慮した災害対応 ○災害ケースマネジメントを取り入れた訓練

2024年度の愛知県の防災訓練計画

参考

○ 愛知県・阿久比町総合防災訓練

- 1 日時
2024年9月1日（日）午前
- 2 場所
阿久比町（阿久比町多目的広場用地（知多郡阿久比町卯坂桜ヶ丘197番地2）等）
- 3 主催
愛知県、阿久比町
- 4 特別協力
知多中部広域事務組合
- 5 想定災害
南海トラフ地震
- 6 訓練の内容
防災関係機関、地域住民等の協力・連携のもとに、救出・救助訓練等、災害応急対策に係る総合的な訓練を実施する。

○ あいち総ぐるみシェイクアウト訓練

- 1 日時
2024年9月1日（日）正午から1分間を基本とする
※ただし、上記以外で独自に実施することも可とする
- 2 場所
県内全域（自宅、職場、学校、外出先等）
- 3 主催
愛知県
- 4 協力
愛知工業大学、あいぼう会、シェイクアウト提国会議
- 5 想定災害
南海トラフ地震
- 6 訓練の内容
大地震が発生したことを想定し、指定された日時に、県民それぞれがその場（自宅、職場、学校、外出先等）で、地震から身を守る安全行動を行

う。

○ **愛知県災害対策本部運用訓練**

- 1 日時
2024年9月2日（月）午前
- 2 場所
愛知県庁災害対策本部室、災害情報センター室等
- 3 主催
愛知県
- 4 想定災害
南海トラフ地震
- 5 訓練の内容
災害対策本部の運用を確認し、災害対応能力の向上を図るための図上訓練・通信訓練を実施する。

○ **被災自治体支援活動訓練**

- 1 日時
2024年10月31日（木）
- 2 場所
弥富市
- 3 主催
愛知県、弥富市
- 4 想定災害
南海トラフ地震
- 5 訓練の内容
発災後、被災した県内市町村への受援体制強化及び被災市町村への効果的な応援を実現するための訓練を実施する。

○ **愛知県・愛西市津波・地震防災訓練**

- 1 日時
2024年11月17日（日）午前

- 2 場所
愛西市（佐屋中学校（愛西市須依町東田面2）等）
- 3 主催
愛知県、愛西市
- 4 想定災害
南海トラフ地震及び大津波
- 5 訓練の内容
地域住民が、津波避難場所に向けて避難訓練を実施するとともに、防災関係機関等の協力・連携のもとに、災害応急対策に係る訓練を実施する。

訓練計画につきましては、2024年5月1日時点での計画です。